



Title	明治前期における士族授産事業と旧藩社会：石川県を事例に
Author(s)	濱田, 恭幸
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2020, 54, p. 1-25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/91370
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治前期における士族授産事業と旧藩社会

—石川県を事例に—

濱田 恭幸

キーワード：旧藩士族／旧藩主／旧誼／事業／鉄道

はじめに

近年、華族が有した旧大名という側面に注目し、近代における旧藩主と旧藩社会の関係を問う大名華族研究が盛んである。柳教烈氏は、大名華族が「旧藩主—旧藩士族」という旧誼関係に基づき旧藩領での事業に積極的に投資し、大名華族の旧藩領に対する影響力が明治二〇年代において政治的にも期待されていたことを指摘した。⁽¹⁾ 真辺将之氏は、旧佐倉藩堀田家を事例に、明治期における「藩」・「藩士」といった士族意識を思想史的に分析し、旧重臣層と旧藩士との間で士族意識をめぐつて差異・対立があつたことを明らかにした。⁽²⁾ 九州史学研究会では、「大名華族と旧藩意識」という特集も組まれており、近代における大名華族が一つの研究領域として確立しつつある。

中でも、旧柳川藩主立花家を事例に、旧藩主家に残る史料群を駆使した内山一幸氏の研究は注目される。⁽⁴⁾ 内山氏

は、財政構造・意志決定機関といった明治期の旧藩主家の内部構造の解明とともに、旧藩領と東京邸の双方によつて形成される旧藩社会と旧藩主家の関係を検討した。

これらの大名華族研究は、概ね旧藩社会・旧藩主が様々な事業を行い地方の近代化を推進したという結論になつてゐる。しかし、士族を中心とする旧藩出身者の社会的結合の集合体である旧藩社会が、事業の遂行を阻害することもあるのではないか。旧藩の大きさ、「旧藩主—旧藩士族」関係による「旧誼」⁽⁵⁾、明治維新・廢藩置県の経験は旧藩によつて様々である。旧藩社会が地方の近代化に対して持つた影響力は、各地域の事例をふまえ、より多角的に検討される必要がある。

本稿では、士族授産事業を分析対象とする。吉川秀造氏は、技術移植・不動産開発などの点で間接的に産業発達・資本主義形成に寄与したもの、士族授産事業は「士族の商法」として明治二〇年代にほとんどが失敗したと位置づけた。⁽⁶⁾一方、士族授産事業が、士族以外の事業と比較しても、「士族授産事業＝失敗」と固定的に把握するべきでないという反論が出されている。⁽⁷⁾

これらの士族授産研究は、各地域における個別の授産事業の内容・経営史的分析に終始しがちという問題がある。その中でも、後藤致人氏は、士族授産事業が従来の旧藩主・旧藩士の社会的結合を再編するきっかけとなり、士族社会内部に対立を惹起し「お家騒動」の背景となつたことを明らかにしており、士族授産事業を旧藩社会の視点から分析した点で独自性を有している。しかし、後藤氏においても、分析範囲が旧藩内部に限定されており、士族授産事業が当該期の他の事業とどのような関係にあつたのかは未検討である。大名華族研究にもあてはまるが、「旧藩主—旧藩士族」関係による「旧誼」を、士族以外・旧藩領の外といった旧藩の周囲にも視点を置いて分析することが必要である。

以上をふまえ、本稿は石川県の士族授産事業を旧藩社会における事業として検討する。石川県については、奥田晴樹氏が地方都市金沢における士族の居住分布・授産事業を概観している。⁽⁹⁾ また、松村敏氏は、公益財團法人前田育徳会所蔵の家政史料を分析し、明治期における旧加賀藩主前田家の資産構造・意志決定過程・投資行動を明らかにした。⁽¹⁰⁾ 松村氏によれば、明治期、前田家は旧藩士族の要求を聞きつつも自立した意識を持つて投資を行っていたという。これらの研究をふまえつつ、本稿では、旧加賀藩士族がどのような志向を持つて事業を選択したのか、士族授産事業が他事業・他地域とどのような関係を持つて実施されたのか、という点に注目する。

なお、引用する史料の句読点・傍線は筆者が付したものである。また、旧仮名遣い・旧字は適宜現代仮名遣い・常用漢字に直している。

第一章 廃藩置県後の石川県

第一節 旧加賀藩士族と県政

明治二年（一八六九）、政府への金沢藩の届け出によれば、金沢藩は石高一〇二万二七〇〇石、士族七七九七人・卒九七〇三人で合計一万七五〇〇人と報告している。⁽¹¹⁾ 明治四年（一八七一）の廃藩置県時の士族数は、士族七〇七七人、卒九四七四人で合計一万六五五一人であった。⁽¹²⁾ その後県域の変遷に伴い、明治五年（一八七二）は士族数七四五二人・卒九九八六人で合計一万七四三八人、⁽¹³⁾ 現在の石川県域（加賀・能登）となつた明治六年（一八七三）の士族数は一万四六二七人であった。⁽¹⁴⁾ 士族の大半は城下町金沢に居住していたとみられ、金沢の全人口の約四割を士族とその家族が占めていた。⁽¹⁵⁾

初代県令には、旧薩摩藩士族の内田政風⁽¹⁶⁾が赴任した。廃藩置県以前の金沢藩首脳部は木戸孝允ら長州閥につながるうとする傾向があつたが、それに対抗して壮年の旧加賀藩士族は薩摩閥を志向したようである。初代県令に旧薩摩藩士の内田が就任した背景には、県令内田を通して薩摩閥、特に旧主島津久光に接近しようとする旧加賀藩士族の意向があつたとみられる。⁽¹⁷⁾

明治初期の石川県政は、旧藩士族と県庁が結合し県の統治が困難な「難治県」であつたことが指摘されているが⁽¹⁸⁾、史料的制約もあり不分明な部分が多い。ただ、内田は赴任当初に旧加賀藩士族・旧藩主前田家について大久保利通・西郷隆盛らに報告している。⁽¹⁹⁾内田によれば、加賀藩は大藩で過分な禄であつたため、旧加賀藩士族は「遊惰」で「踏込勉励」する者が少なく減禄のみを懸念していると観察する。また、「天下之大藩ニテ内ノミ知リ各藩と親ミヲ不付」として、他藩との交流・協同の気象が乏しいと指摘する。旧藩主前田家については「おのれか活計のみヲ心配」して今日の形勢を弁えていないと述べる。以上をふまえ、内田は旧加賀藩士族・旧藩主の性質を「一笑」すべきものと批判し、協力・勉励の気質を持つように改善することが急務だと提言した。これは赴任当初の内田の見解であるが、その後の旧加賀藩士族は内田の見解を拭するかのように活発な政治活動を繰り広げていく。

第二節 忠告社の成立

明治七年（一八七四）一二月、旧加賀藩士族をもとに政治結社忠告社が結成された。忠告社は⁽²⁰⁾、民権拡張を掲げ、傘下に教育機関として明義社、士族授産結社として開業社を設置した。開業社は、一株二五円で三〇〇〇株を募集して七万五〇〇〇円を創業資金とする予定であった。士族授産の内容は、金沢に産業場を設置、能登での製塙、北海道での鮭・鮒漁、北海道石狩での開墾など多岐にわたるが、実際に創業した形跡はなく、開業社は計画段階で頓挫した

とみられる。

しかし、県治上、忠告社の影響力は政府にとつて見逃しがたいものであった。明治初期に金沢区長を務めていた警察官僚後藤松吉郎は、当時の石川県政について以下のように回想している。⁽²¹⁾

先ず石川県の状況が如何であつたかと申しますと、前に申上げたる如く私は其当時区長をして居りまして、（中略）其前に藤勉一（杉村寛正一筆者注）という人が権参事をして居つて、其人が地方官会議の前に辞職をして、忠告社の主領となつた、それで我々は其時分忠告社の内で学校党と暗に称へましたが区長、学区取締、其他教員学生迄も誘導して忠告社に入れるという次第で、甚だ今から考へて見ると穩ならぬ次第であつた、彼の藤勉一といいう人が辞職した後に熊野九郎といいう人が来て参事となり、此忠告社をどうしても破壊をせねばならないという考を以て居られたものであるから、其忠告社中に兵隊党といいうものが居つた、それは彼の御親兵又は士族から募られて居つた所の兵隊の解隊されたのが帰つて来て不平党となつて、或部分は寺に這入つて矢張其隊を解かぬといいうような状態であつた、島田一郎などは其首領であつた。

それで又其中間に後日東京に出てあはれた御承知の遠藤秀景、あれは金沢藩の海軍に居つた男である、是も忠告社員でありながら一風変つて居つて学校党と兵隊党の間に中立して居つた（後略）。

この回想は忠告社設立時の県政の模様を端的に語つている。忠告社の首領は元石川県権参事の藤勉一⁽²²⁾といいう人であり、「学校党」と称して区長・学区取締・教員・学生など多岐にわたつて忠告社員を組織していた。一方で、忠告社中には士族・元軍人を集めた「兵隊党」という別の武断的な一派があり、島田一郎⁽²³⁾が首領であった。また、「学校党」

と「兵隊党」の中間に、遠藤秀景⁽²⁴⁾という人物がいた。忠告社は県行政にも広く組織の手を広めつつも、内部に激しい派閥対立を抱えていたといえよう。

以上のように、忠告社によつて県政が不安定な石川県に対し、明治政府も治定が急務であるとして危険視している⁽²⁵⁾。政府の対策は大きく二つあつた。第一に、旧加賀藩士族が薩摩閥寄りであつたことに配慮し、薩摩出身の官員を派遣することである。川路利良大警視は、石川県では士族が警察内部にも一派を形成しているため、石川県からの警察官派遣要請に対し、薩摩出身の警察官を派遣するべきと内務卿大久保利通に提言していた。⁽²⁶⁾第二に、県官吏と旧加賀藩士族の関係性を断ち切るため、薩摩出身の県官を更迭することである。第一と真逆の対策であるが、実際に実施されたのは第二の対策であつた。明治八年四月に石川県令内田政風は転任となり、後任には岐阜県士族の桐山純孝が就任した。また、杉村寛正の後任の権参事には山口県士族の熊野九郎が赴任したが、先の後藤の回想によれば、熊野は忠告社の撲滅を企図していた。実際に、桐山県令時、政府は旧加賀藩士族の中に密偵を忍び込ませ、「再挙之気力」がある士族を積極的に告発する方針をとつていた。⁽²⁷⁾

以上の政府による対策に加えて、島田一郎ら「兵隊党」が大久保利通暗殺の罪で徹底的に弾圧されたため、忠告社はほぼ解散状態になつたようである。⁽²⁸⁾しかし、旧加賀藩士族は活動を全て停止したわけではない。不平士族に対する官憲の弾圧・監視の目が厳しいことから、⁽²⁹⁾旧加賀藩士族は県庁と協力して士族授産事業を推進していくのである。⁽³⁰⁾

第二章 士族授産結社 起業会の成立

第一節 起業会の組織・趣旨

明治一三年八月、前田家当主前田利嗣は家扶の寺西成器・北川亥之作を通して、旧加賀藩士族に「起業会議規則」⁽³¹⁾を通達した。以下、規則をもとに起業会の概要を検討する。

起業会とは、旧加賀藩士族のための士族授産事業を審議・実施する組織である。事業は「国産ヲ増殖」するものに限定された。総代議員は、士族三〇〇戸につき一名の割合で選出する。選挙人・被選挙人は旧加賀藩士族の戸主のみであつた。議案は各総代議員からの建議、資金補助者である前田家からの下付、議員以外の士族からの建議、県庁よりの下付・下問があつた。ただし、議案は前田家の認可を必須としている。

旧藩主前田家が起業会を設立した意図は、禄券・旧習に慣れ座食している士族の旧態を改め、士族自身の生活を救済し、日本の国力発展に寄与して華族の本分を尽くすというものであつた。⁽³²⁾これに対し、旧加賀藩士族も応答している。⁽³³⁾旧加賀藩士族は、起業会を設立する理由として、旧藩主への「旧誼」に報いることを強調した。加えて、旧加賀藩士族は、起業会で審議する議案を旧藩主家の家政担当である家令・家扶ではなく、旧家老層の「八家」⁽³⁴⁾に集めるべきという意見を述べている。起業会に対して、旧藩主が国力培養による国家への貢献を説く一方で、旧藩士族は旧藩主との「旧誼」関係を重視するという違いがあるといえよう。

規則の通達後、起業会の総代議員が選出された。総代議員三七名のうち七名が旧忠告社幹部であり、副議長には忠告社首領であった杉村寛正が就任した。⁽³⁵⁾

第二節 起業会に寄せられた建議案

士族授産結社として設立された起業会であるが、議事録の存在は確認できていない。ただし、建議案は残つており、その分析から起業会にどのような事業案が寄せられていたか検討することは可能である。建議案は四一あり、総

【表1】起業会建議案一覧

「起業会建議案目次」（『起業会建議案』所収、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）をもとに作成。
31番が欠落しているが史料表記をそのまま採用した。

番号	氏名	題目
1	赤座孝清	能登で製塙業を奨励
2	小川孜成	北海道移民の觀奨、前田町・前田村を形成
3	古澤篤清	蒸氣船・帆前船を買入て海運業經營
4	神尾直養	陶器・漆器・銅器製造業を營業、工場を經營
5	岡本信義	起業基礎会社を設立して資金蓄積、起業上の金融機関を設立
6	長崎三治	貿易業を經營
7	野村寛	加越能物産会社を設立
8	中川忠良	養蚕製糸摺糸の会社設立
9	水上喜三ほか3名	養蚕の奨励
10	稻本悠三ほか13名	犀川・浅野川を合流し金石築港を実行
11	伊藤貞平	安部屋より田鶴濱に至る運河開鑿
12	櫻井信勝	勤業場の設置、金貸営業
13	石橋惟一	前田家下賜金を当分預入れて利殖を計る
14	山内信一	大桑山・卯辰山等に芦粟を培養、砂糖の製造
15	岡田重明	起業会社の設立、能美郡に製糸所設立、払下の尾小谷鉱山經營
16	竹中栄則	荒蕪地の開墾、飛驒境の木葉を茶の肥料とする
17	寺尾卓爾	北海道への移住開墾を奨励
18	横山隆平ほか4名	旧君補助金を預金、その利子で適当の事業を經營 旧臣力に応し資金を作り尽力
19	奥田則直	牧牛事業を起業
20	松田義正ほか2名	河北渴沙山切り新聞
21	信田正等	牧牛、牧馬、開拓、漁業、鉄道、運輸船
22	田平寛行	小間・小者を士族に準じて起業に従事させる
23	明石季賢	鉱業經營
24	竹中真澄	物産会社の設立
25	藤野生幸	鉄道敷設
26	水尾信守ほか1名	丸太焼の製造販売、物産会社の設立
27	田中也松ほか2名	義倉の設置
28	小原儀弘	新川郡亀ヶ谷・大野郡西谷鉱山を經營
29	山岸弘	養蚕、製糸、織絹事業の勃興
30	松宮生西ほか198名	鉄道（金沢—敦賀）の敷設
32	瀧川永頼ほか3名	金沢敦賀間鉄道の敷設
33	寺島篤二	現在の工業諸会社への補助
34	森静一	養蚕製糸業の勃興
35	山本貞敏 （ほか2611人）	開拓、上新川郡黒牧村等十二ヶ村荒蕪地 千路渴河北渴を新開
36	杉山直諒ほか1名	楮、桑、茶、桐、桟の植裁
37	吉川宝次郎ほか13名	金沢敦賀間の鉄道敷設
38	中山直	綿織業の奨励
39	辰巳啓ほか1名	恩賜金利子で同族經營の会社を助成
40	森盛次ほか2名	就産会社を作り七尾港に造船所等を設置、同港の開発
41	大久保菊太郎	汽船会社を設置、七尾港に造船場を設置

代議員以外の士族からの建議案が多数を占めている。⁽³⁶⁾ 表一は建議の内容を示したものである。建議の内容は多岐にわたりが、本稿では大きく四つに分けて分析する。

第一の事業は、北海道への移住開拓である。数ある建議案の中で、この北海道への移住開拓が最も賛成者が多い。⁽³⁷⁾ 開拓は「腕力アルモノ善ク忍耐シテ一尺ヲ開ケハ一尺ノ利アリ、一日ヲ労スレハ一日ノ益」を出せるものであり、忍耐・努力のみあれば実施できる点で士族に適合するものであった。開拓先は土地が広大な北海道が最適であり、旧加賀藩士族が移住・開拓して「前田村・前田町」を形成することを目標とした。⁽³⁸⁾ また、「鉄道造船ハ技術者ニ非ラスンハ為ス可カラス、故ニ無芸不能ニシテ日ニ迫ルノ窮士族」には適さないと指摘している。⁽³⁹⁾

第二の事業は、物産会社の設立である。⁽⁴⁰⁾ 士族授産の失敗を回避するためには商品の売買・流通の経路を開拓することが必要であり、金沢に本店、開港場の横浜・神戸に支店を設置し、生糸・絹布・陶器・漆器などの石川県の特産品を扱う物産会社の設立を企図した。ただし、一般平民の商品も扱うが、士族のための利益を第一とすると強調している。

第三の事業は、起業資金としての蓄積である。⁽⁴¹⁾ 事業を一つに限定すると内容をめぐって対立⁽⁴²⁾が起きてしまうため、前田家からの資金を金融機関に預けて利子を蓄積し、既に行われている事業・起業計画中の事業に貸し付けることを起業会の本務とした。起業資金としての蓄積は、旧「八家」である横山隆平も建議案を提出している。⁽⁴³⁾ 横山は、旧藩主からの資金に対して、その「旧誼」に酬いることが旧臣としての義務とする。そして、起業会の事業は「此挙ヤ本県士族ノ為ニ旧君公ノ厚誼ヲ尽シ玉ウノ趣意ナレハ、官貸ヲ仰キ或ハ士族外ヨリ補助ヲ要スルカ如キハ抑末ナリ、必旧君公ト士族トノ間ニ於テ事ヲ尽ス」べきと主張し、官・平民からの補助を拒否し、あくまで「旧藩主—旧藩士族」の関係に基づく事業であることを求めた。特定の事業ではなく資金蓄積を提案した理由は、「門閥ニ生レテ百般ノ事

情ニ疎ク如此ノ大事業ニ膺リ衆議ヲ採択シ精緻ヲ分析シ其當否ヲ論判スルノ見解ヲ立ルコト能ワス」として、門閥出身のため事業の選択に疎いと述べている。⁽⁴³⁾

第四の事業は、敦賀から金沢までの鉄道敷設である⁽⁴⁴⁾。この鉄道敷設案は、北海道への移住開拓に次いで賛成者が多い建議である⁽⁴⁵⁾。敦賀から金沢までを敷設路線とする理由は、北陸の交通は陸路が山脈で峻嶮、海路も波浪が激しく物流が域内に停滞しがちであると指摘し、官設鉄道との接続工事が進む敦賀から金沢までの鉄道が敷設されなければ金沢の衰退を招くと危惧したからであった。そして、物流の改善は国益・国力の増進につながると主張する。この建議案は、他の建議案に見られたように、「旧誼」に基づき士族のみに事業の利益を限定するという文言は見られない点が特徴的である。

以上のように、様々な士族授産事業の建議案が起業会に寄せられたが、旧加賀藩士族は鉄道派と開拓派に分かれて対立した。⁽⁴⁷⁾開拓派を主導したのは、忠告社で中間的立場を取っていた遠藤秀景である。遠藤は、明治一三年四月に盈進社という政治結社を設立しており、士族授産事業として北海道開拓を主張した。鉄道派は、杉村寛正など旧忠告社幹部が主導していた。⁽⁴⁸⁾両派の対立は、双方の事務所・会合を襲撃するなど暴力沙汰にまで及んでいる。一方、起業会に資金を出す旧藩主前田家は、旧藩領・旧藩士族との「旧誼」というよりも、国益を増進させる事業に投資してあくまでも大名華族としての本分を尽くすという点から鉄道敷設事業を志向していた。⁽⁴⁹⁾

その後起業会は一度解散となる話が持ち上がったが、最終的に、明治一五年（一八八二）二月に遠藤ら盈進社を含む五名の事務委員を新たに選出し、北海道開拓を士族授産事業として実施することで再出発した。⁽⁵⁰⁾実際に開拓事業を行なう起業社が創設され、前田家より明治一六年から明治一八年まで八万円の資金提供を受けて、北海道岩内郡犁野舞納村で移住・開拓が行なわれた。明治一九年（一八八六）には村名を「前田村」と改名して開拓事業を実施していた

が、負債を重ね明治三二年（一八九九）には事業を終えている。

本章をまとめると、旧藩主と旧藩士族の共同で士族授産事業が計画されつつも、志向する事業の内容、事業に対する位置づけにはズレがあった。鉄道敷設事業は、起業会の士族授産事業ではなく、前田家による事業として実施されることになったのである。次章では、実際に計画された鉄道敷設事業として、東北鉄道敷設事業を検討する。

第三章 東北鉄道敷設事業とその挫折

第一節 敷設計画

明治一四年（一八八一）八月、前田家当主前田利嗣・旧越前藩主松平慶永をはじめ加賀・能登・越中・越前の旧藩主が、東本願寺・西本願寺僧正と連名で東北鉄道会社創立願を東京府知事松田道之に提出した。⁽⁵¹⁾起草・願書の作成は前田家が担当している。東北鉄道会社については、一八八〇年代前半の民間における鉄道事業構想の一つとして分析されている。⁽⁵²⁾しかし、敷設をめぐる会社内部の対立について検討されていない。

創設願書によると、敷設路線は優先順位をつけて三期に分けられ、第一期線は官設鉄道の敷設が進む滋賀県柳ヶ瀬から富山、第二期線は長浜—三重県四日市港と富山—新潟県柏崎、第三期線は柏崎—新潟となっている。敷設目的は、第二章の起業会に寄せられた鉄道敷設案と同一で、北陸地域は物産・人口が豊かであるが海陸交通網が不便であるため殖産・起業が衰退に陥っている。そのため、長浜・四日市港との接続がなければ、鉄道敷設による経済効果はないとして主張した。発起株主をまとめたのが表二である。総資本金四五〇万円のうち、加賀・能登・越前・越中の旧藩主、真宗本願寺の東西僧正から発起人株として四八万六〇〇〇円を集め、残りは一株二五円で敷設地域から株式を募

【表2】東北鉄道会社発起人株式高一覧

日本国有鉄道総裁室修史課編『工部省記録鐵道之部 自卷二十三至卷二十六』(日本国有鉄道、1977年) 15頁をもとに作成。

氏名	株式高(円)
前田利嗣	202,000
大谷光螢	70,000
松平茂昭	65,000
大谷光尊	50,000
前田齊泰	35,000
松平慶永	25,000
前田利同	12,000
前田利鬯	10,000
土井利恒	5,000
前田利武	5,000
本多副元	3,000
小笠原長育	2,500
有馬道純	1,000
間部詮道	500
合計	486,000

創立願の提出後、東北鉄道会社は敷設地域での株式募集に着手した。株式は加賀・能登・越前・越中の旧国ごとに、地租額の多寡に応じて募集額が割り当てられている。中村尚史氏は地方行政組織を動員して株式が募集されていたことを指摘している⁽⁵⁶⁾。しかし、東北鉄道会社の株式募集は、募集範囲・株主の権限をめぐつて会社内部で意見が対立していた。本節では、「鉄道敷設ニ関スル一件書類写綴」⁽⁵⁷⁾という史料を用いて検討する。

東北鉄道会社で最も大きな争点となつたのは、発起人と株主との権限の違いである。旧藩主らの発起人は、会社の事業内容に関する権限を有していた⁽⁵⁸⁾。まず、第一期・第二期・第三期の敷設路線に着手する順序の決定権人は、敷設工事における官設・民設の区分の決定権、株金募集の方法、創立事務所の位置、創業費用の区分・使用方法について審議・決定する権限を持つ。

しかし、株式募集を進める過程で、この発起人の範囲・権限を広めることを求める意見が提起されている。金沢事務所からの意見書は、一〇〇株以上を所有する株主には「追加発起人」として発起人と同等の権限を与えることを求

第二節 発起人の権限と株主募集

創立願の提出後、東北鉄道会社は敷設地域での株式募集に着手した。株式は加賀・能登・越前・越中の旧国ごとに、地租額の多寡に応じて募集額が割り当てられている。中村尚史氏は地方行政組織を動員して株式が募集されていたことを指摘している⁽⁵⁶⁾。しかし、東北鉄道会社の株式募集は、募集範囲・株主の権限をめぐつて会社内部で意見が対立していた。本節では、「鉄道敷設ニ関スル一件書類写綴」⁽⁵⁷⁾という史料を用いて検討する。

東北鉄道会社で最も大きな争点となつたのは、発起人と株主との権限の違いである。旧藩主らの発起人は、会社の事業内容に関する権限を有していた⁽⁵⁸⁾。まず、第一期・第二期・第三期の敷設路線に着手する順序の決定権人は、敷設工事における官設・民設の区分の決定権、株金募集の方法、創立事務所の位置、創業費用の区分・使用方法について審議・決定する権限を持つ。

しかし、株式募集を進める過程で、この発起人の範囲・権限を広めることを求める意見が提起されている。金沢事務所からの意見書は、一〇〇株以上を所有する株主には「追加発起人」として発起人と同等の権限を与えることを求

めた。⁵⁹⁾ その理由を、意見書は以下のように述べている。

而シテ当会社創立ノ事ハ已ニ首唱連署者ニ於テ出願シ了タリ、故ニ今日在テニ従事スヘキハ唯株式募集ノ事務アルノミ、又百株以上ノ株主中其望ニ応シテ発起人ニ加ル所以ハ旧領各地応募者ノ内或ハ発起人タルノ責任ヲ負ウヲ欲セシテ反テ之ヲ嫌ウノ情アリ、或ハ旧領主等華族諸公ノ発起タルヲ以テ其資産ノ多少ヲ忘スレ、只管旧恩ニ酬ユルノ情誼ノ一点ニ因テ加入スルモノノ如キハ、却テ華族外ノ発起人アルヲ喜ハサルノ状アリ、現ニ加越能三州人民ノ気向ニ於テハ右ノ情状ヲ視ルモノ尠カラス、甚夕募集上ニ渋縮ヲ致スノ憂アリ

株主には自ら発起人に加わることを希望しない者もいた。しかし、ここで注目されるのは、東北鉄道会社が旧藩主を発起人として設立した会社であるため、「旧誼」に基づいて株主となつた者が「華族外」⁶⁰⁾旧藩主以外の発起人を好まない傾向を持つていたと指摘している点である。この傾向が敷設地域では強く、東北鉄道会社の株主募集は抄つていなかつた。「旧誼」に基づいた株主とはおそらく旧藩士族のことであると思われる。ここから、旧藩主との「旧誼」は、事業への参画をめぐつて抑制的に作用していたことが分かる。また、旧加賀藩士族は前田家に対して、旧富山藩主・旧大聖寺藩主・旧越前藩主・東西本願寺僧正が発起人に加入している点で、東北鉄道会社は旧加賀藩士族のための事業ではないと反対する意見書を送つていた。⁶⁰⁾ この意見書からは、旧加賀藩士族の「旧誼」は、他の旧藩をも除き、あくまで自藩の旧藩主との関係性のみに限定するほど強固な面があつたといえよう。

「旧誼」が持つ事業の閉鎖性に対しても、反対意見を総括したのは越前地域の旧藩主であつた。越前地域の旧藩主は連名で前田利嗣・利鬯ら前田家に意見書を送り、株主に事業費用を負担させているにもかかわらず、事業計画の全権

を華士族だけで占有しているのは「社会ノ輿論」に基づく事業ではないと反対意見を述べている。⁽⁶¹⁾ さらに、事業の経費を負担することは事業内容への発言権を獲得する条件であり、華士族平民の別がない強固な事業を目指すべきと指摘した。

越前地域の旧藩主はその他にもいくつかの意見書を東北鉄道会社に寄せている。第一に、第一期線工事の鉄道局への委託である。華士族には敷設工事を行う技術・経験がないため、官設鉄道の敷設を進める政府に委託することを提案した。⁽⁶²⁾ これを受けて、東北鉄道会社では、工部省鉄道局工務技長を務めていた原口要の雇用を計画していたようである。⁽⁶³⁾ 第二に、社長の選出である。大名華族では、金沢・福井・富山の旧藩領、大名華族が居住する東京の各地の意向を調整することができないため、衆心を統轄して事業を実施できる適任者の選出を提案した。⁽⁶⁴⁾

これらの越前地域の旧藩主による意見書に対して、東西本願寺の僧正は発起人拡大案・工事委託案とともに賛成している。⁽⁶⁵⁾ 一方、前田家は社長選出案に賛意を示してはいなかつた。⁽⁶⁶⁾

第三節 敷設計画の中止

明治一五年一二月、鉄道局長井上勝は東北鉄道会社の路線に関して政府へ上申した。⁽⁶⁷⁾ 上申は、柳ヶ瀬—敦賀—富山の第一期線を変更して、越前坂井港を起点として二つの路線に分け、一つは福井まで、もう一つを金沢—越中伏木港—富山までとした。理由は、福井から敦賀までは山脈が峻嶮で敷設が困難であること、越前坂井港—富山間は東西両端が山脈で閉まれているが港湾による海運の利便性があるため、港湾に鉄道が接続すれば物流の改善が望めることを挙げている。政府は、敦賀港までの鉄道敷設を断念したといえよう。

この路線変更を受けて、明治一六年（一八八三）年六月、越前地域の旧藩主は東北鉄道会社からの除名を請願した。⁽⁶⁸⁾

同年一月、越前地域の株主は発起人である在京の旧藩主に請願書を送付し、敦賀—柳ヶ瀬間との鉄道敷設が第一であり、越前坂井港を起点とする路線は越前人民の希望する事業ではないと批判して東北鉄道会社からの除名を要求していた。⁽⁶⁹⁾ 越前地域の旧藩主による除名請願は、旧藩領からの要求をふまえての行動であった。

同年五月二十四日、前田家は、越前地域の旧藩主を除いて再度東北鉄道会社設立を政府に請願した。⁽⁷⁰⁾ 請願では、加賀地域の株主には別状がないと述べているが、新たに二つの条件をつけていた。第一に、敷設路線は井上鉄道局長の路線を踏襲しつつも、坂井港—金沢—伏木港—富山までの路線工事を第一に着手し、坂井港—福井までを後回しとしている。これは、越前地域の旧藩主が発起人から脱退したことに対する措置であろう。第二に、敷設資金の内三分の一の払込期限を一年から一年半に延長することを要求した。創業資金の三分の一を期限内に払い込むことは、鉄道局が工事に着手する条件となっていた。⁽⁷¹⁾

工部省は、第二の条件である資金の払込期限の延長は不許可とした。この回答を受けて、明治一七年四月、前田家は期限までの株式募集の見込みが立たなくなつたため、会社定款の提出の猶予を申請した。⁽⁷²⁾ これによつて、東北鉄道敷設事業は中止となつたのである。

おわりに

旧加賀藩士族は、その数の多さ、政治活動の激しさから、明治一〇年の西南戦争以後も政府によつて動静が危険視されていた。そのため、旧藩士族の救済、不平士族への慰撫として、士族授産事業が喫緊の課題であつた。

起業会は、旧加賀藩士族が自らの授産事業を審議する場として設置された。その審議では、士族授産事業は「旧藩

主「旧藩士族」関係による「旧誼」に基づき、旧加賀藩士族のみに事業の利益・対象を限定すべきという意見が見られた。それは、旧藩領の地域全体の「富国」・「国産増殖」を掲げる鉄道敷設とは対照的なものであった。出資者である旧藩主前田家は、華族としての本分を尽くすために全国的な視点から「富国」をもたらす鉄道敷設を志向しており、あくまで「旧誼」に基づく事業を求める旧加賀藩士族と齟齬する面があった。そのため、起業会は北海道開拓と鉄道敷設で事業をめぐつて二分され、大きく対立した。

しかし、地域の「富国」を標榜する鉄道敷設においても、旧藩主が発起人である場合、「旧誼」を拭い去ることは困難であった。起業会が北海道開拓を士族授産事業として進めることを決定した一方で、前田家は越前地域の旧藩主・東西本願寺僧正と共同で東北鉄道敷設という事業に着手する。ところが、この事業においても、旧加賀藩士族は、「旧誼」に基づき発起人を旧藩主のみに限定し続けることを求め、華士族平民の別なく「開かれた」事業を求める越前地域の旧藩主と対立したのである。

以上から、「旧藩主・旧藩士族」による「旧誼」は、地域の近代化につながる事業を開始する契機となる一方で、「旧誼」が強固に過ぎると他の旧藩・平民との連帯を阻害する要因ともなるのである。それは、旧藩主の意図を越えて、旧藩士族が一方的に「旧誼」の実現を求める場合もあった。越前地域の旧藩主が平民と連携した事業を求めた点を見ても、旧加賀藩士族の「旧誼」はより強固なものであった。

そのような差異が現れた理由として、越前地域は政治運動を通して地域の「一体化」が進展していた点が挙げられる。越前地域では杉田定一を筆頭として自由民権運動が活発であつたが、明治一三年の国会開設請願運動では越前地域の士族・地主・商工業者が連携して署名を集めていた。⁽⁷³⁾また、越前地域では、明治九年の府県統廃合によつて石川県に編入されて以来、越前を石川県から分離して新たに置原することを求める分県運動が盛んであった。明治一三年

一月には、福井市街の商人が越前地域の分県を石川県令千坂高雅に請願するとともに、旧藩主松平慶永にも政府に分県を働きかけるよう依頼していた。⁽⁷⁴⁾ 越前地域は、東北鉄道敷設以前に、旧藩士族・旧藩主・平民が連携する運動を経験していたことから、旧加賀藩よりも「旧誼」に固執することなく地域が「一体」となることができたのではないだろうか。⁽⁷⁵⁾ 「旧誼」の強弱は旧藩によって異なり、地域に現れる影響力も様々なものとなる。本稿は、「旧誼」に基づく旧藩社会が地域の近代化を推進したと先行研究で評価されてきた中で、地域の近代化を阻害した事例として位置づけられよう。

なお、北陸地域の鉄道敷設は、明治二一年に敦賀—金沢—富山を路線とする北陸鉄道敷設事業として再度計画される。⁽⁷⁶⁾ 発起人は、士族・平民の双方から構成されているが、銀行頭取・商工業者など敷設路線の地域資産家が参加しており、旧藩主の参加は見られない。時代が下るにつれて、「旧誼」に基づく士族授産事業よりも、地域的な利害関係に基づく地域振興事業が重視されるようになつていくのである。

〔注〕

- (1) 柳教烈「華族と地域—明治憲法体制の確立期を中心にして」(『神戸大学史学年報』第一〇号、一九九五年)。
- (2) 真辺将之「明治期「旧藩士」の意識と社会的結合—旧下総佐倉藩士を中心にして」(『史学雑誌』第一一四編第一号、二〇〇五年)。
- (3) 「特集 大名華族と旧藩意識」(『九州史学』第一一五号、二〇一一年)。
- (4) 内山一幸「明治期の旧藩主家と社会—華士族と地方の近代化」(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (5) 内山氏は、明治維新によつて主従関係が解体した後も大名華族と士族を結びつける「情誼」的関係を「旧誼」と定義している(内山一幸「旧誼と朝臣—明治零年代における天皇・華族・士族」『日本史研究』六五五号、二〇一七年)。本稿も、内山氏

の研究をふまえ、「旧誼」＝旧藩主と旧藩士族をつなぐ社会的結合関係と定義する。

(6) 吉川秀造『全改訂版士族授産の研究』(有斐閣、一九四〇年)。

(7) 我妻東策『明治社会政策史—士族授産の研究』(笠書房、一九四〇年)、安藤精一『士族授産史の研究』(清文堂出版株式会社、一九八八年)。

(8) 後藤致人「明治における華族社会と士族社会—明治の『お家騒動』をめぐって」(『文化』第六〇巻第三・四号、一九九七年)。

(9) 奥田晴樹「金沢の士族と授産事業」(橋本哲哉編『近代日本の地方都市—金沢／城下町から近代都市へ』)日本経済評論社、二〇〇六年)六一～一〇八頁。

(10) 松村敏「明治前期における旧加賀藩主前田家の資産と投資意思決定過程—藩政から華族家政へ—」(『商経論叢』第五三巻第一・二合併号、二〇一八年)。

(11) 前掲注(9)奥田論文七五頁。

(12) 石川県立図書館編『石川県史料』二巻(石川県立図書館、一九七二年)一一九～一三四頁。ただし、廢藩置県時の金沢県の県域は加賀国と越中国射水郡・新川郡・砺波郡であり、藩政時の加賀国江沼郡(大聖寺県)・越中国婦負郡(富山県)が除外された数値となっている。

(13) 同前一二六～一二八頁。なお、この数値は加賀国一国を対象としたものになっている。石川県域は、明治五年九月に七尾県のうち越中国射水郡・能登国を編入するため、明治五年の数値は九月以前のものを示している。

(14) 同前一三〇～一三一頁。

(15) 前掲注(9)奥田論文。

(16) 文化一二年(一八一五)生まれ。文久二年(一八六二)、島津久光の勅使に従つて入府。禁門の変や戊辰戦争の際は軍需品の供給にあたつた。明治二年に薩摩藩参政、翌年に少弁に昇進した。廢藩置県に伴つて、金沢県參事ついで初代石川県令に就任。明治八年(一八七五)石川県令を辞任した。その後、久光を輔佐して国事につくし、島津家令をつとめた。

(17) 『石川県史』第四編(石川県、一九三一年)二三一七～二三二頁、『稿本金沢市史』政治編第一(金沢市役所、一九三三年)七二～八一頁、奥田晴樹『明治維新と府県制度の成立』(角川文化振興財团、二〇一八年)第二編第三章。

- (18) 大島美津子『明治國家と地域社會』(岩波書店、一九九四年)四八〇六六頁。
- (19) 「(明治四年)一〇月五日付西郷吉之助・大久保一藏・得能良助・伊集院直之助宛内田政風書簡」(立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書』第二巻、吉川弘文館、二〇〇八年)一一〇、一二二頁。なお、書簡中に藤勉一(杉村寛正)・坪内金吾を権大參事に任命するという記述がある。藤・坪内が権大參事に任官したのが明治四年であるため、書簡の年代を明治四年と比定した。
- (20) 忠告社については、森山誠一「加越能自由民権運動史料(四)―加賀「忠告社」関係資料―」(『金沢経済大学論集』第二五巻第三号、一九九二年)を参照。
- (21) 「大正一五年一月二二日の例会に於ける後藤松吉郎氏の『明治八年地方官會議の議案の実施、又其前後に於ける地方の状況』に関する談話」(『史談会速記録』第三六三輯、史談会、一九二七年、四八八〇四八九頁、本稿では原書房から一九七五年に復刊されたものを使用)。後藤は、嘉永二年(一八四九)年生まれの元大聖寺藩士。明治一〇年(一八七七)兵庫県土等警部となつた。明治二一年(一八八八)に東京始審裁判所詰となり、翌年警視庁五等警視に昇任。明治二三(一八九〇)に山口県警察部長に転任し、後に台湾民政局庶務部長・福井県書記官を歴任した(草山巖『兵庫警察の誕生―幕末から明治の世相―』慶應通信株式会社、一九八四年、二八五〇二八六頁)。なお、後藤の回想については、前掲森山論文が所在を紹介している。
- (22) 弘化元年(一八四四)生まれ。別名、杉村寛正。明治三年金沢藩少属・軍事掛に任官し、廢藩置県後も権大參事を務めるなど県官の要職を占めた。明治六年に依願退職し、忠告社首領として政治活動に邁進した。明治二二年(一八八九)に能美郡長に就任。第一回・二回・四回衆議院議員を務めた。大正五年(一九一六)没。
- (23) 嘉永元年(一八四八)生まれ。元治元年(一八六四)の長州征伐に従軍。廢藩置県後は、石川県内の不平士族のリーダーとして萩の乱・西南戦争に呼応しようとするも失敗。明治一一年(一八七八)五月一四日、東京紀尾井町にて大久保利通を暗殺し、首謀犯として同年七月二七日に斬首刑に処された。
- (24) 安政元年(一八五四)加賀藩士の家に生まれる。幼い頃から剣術・槍術を学んだ。明治一〇年の西南戦争に島田一郎らが呼応しようとするが、これに反対。明治一三年(一八八〇)に金沢区選出の県会議員となり、その後盈進社という政治結社を組織し国会開設運動に参加した。明治二三年の第一回衆議院議員総選挙に石川県第一区から当選した。明治四四年(一九一

二) 没。

- (25) 「明治八年八月三日付伊藤博文宛大久保利通書簡」(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三、 増書房、一九七五年)
 一二〇~一二三一頁。
- (26) 「明治九年六月一五日付大久保利通宛川路利良書簡」(前掲注(19)『大久保利通関係文書』第二卷)二九四~二九五頁。
- (27) 「明治一年九月二七日付伊藤博文宛川路利良書簡」(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』四、 増書房、一九七六年)一四九~一五〇頁。
- (28) 「明治二一年末)石川・滋賀・三重三県県治及ビ経済産業状況探索書」(『大隈文書』第一卷、早稲田大学社会科学研究所、一九五九年)一四九~一五〇頁。
- (29) 明治一〇年の西南戦争以後も、明治政府は旧加賀藩士族と旧主島津久光の家扶となり鹿児島にいた内田政風との通信往来を検閲していた(明治二一年川路利良宛奥村進陟・木村定勝連名報告)、前掲注(27)『伊藤博文関係文書』四、一五一頁)。
- (30) 前掲注(28)。ただし、石川県では旧藩士族と県庁の結合は簡単に解消されていない。「難治県」を分析する指標として県庁官員の地元出身者率がある(前掲注(18)大島著書二八頁・七一頁)。明治政府は、明治九年に三府五九県を三府三五県に削減する府県統廃合を実施したが、これは旧藩士族が占拠する県庁官員を整理するという目的があった。明治一〇年の石川県庁官員二〇九名のうち、石川県(加賀・能登)出身者は一五六名であり、全体の七四%を占めていた(『石川県職員録明治一〇年』、池善平等、一八八九年)。これは、鹿児島県に次いで全国で二番目に高い比率である。その官員数にどれほどの旧加賀藩士族が含まれていたのか、「難治県」石川県は解体されたのか、さらなる検討が必要である。今後の課題としたい。
- (31) 「起業會議規則」(K三一四二一、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)。以下、起業会の概要については同史料と前掲注(9)奥田論文を参照。
- (32) 「起業会ニ関スル書」(K三一四二五、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)。
- (33) 「明治二三年四月疋田直一ら、旧藩士会議召集を前田家に上書」(金沢市史編さん委員会編『金沢市史資料編一二近代一』金沢市、二二〇〇三年)二九一~二九三頁。
- (34) 貞享三年(一六八六)五代藩主綱紀の時に加賀藩の職制改革で定められた一万石以上の世襲の家老職。本多家(五万石)、長

- 家（三万三〇〇〇石）、横山家（三万石）、前田長種系（一万八〇〇〇石）、村井家（一万六五〇〇石）、奥村本家（一万三〇〇〇石）、奥村支家（一万二〇〇〇石）、前田直之系（一万一〇〇〇石）の八つの家が「八家」と定められた。
- （35）前掲注（31）「起業会議規則」。
- （36）「起業会建議案目次」（『起業会建議案』所収、K六一九五、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵）。以下で使用する起業会の建議案は全て「起業会建議案」所収のものであるため、建議案の名称のみ記す。
- （37）「建議案第三五号開拓ノ建議」。この建議案には、建議者六名の氏名に加えて「外一千六百六人連印」となっている。
- （38）「建議案第二号」。
- （39）前掲注（37）「建議案第三五号開拓ノ建議」。
- （40）「建議案第七号物産会社設立説」「建議案第二四号」。
- （41）「建議案第五号起業建議案」「建議案第一三号」。
- （42）「建議案第一八号」。
- （43）建議案によると、旧「八家」横山家は起業会総代議員の当選の辞退を希望したようである。ただし、横山家は、明治一五年頃から石川県の尾小屋鉱山の開発に着手し、旧「八家」の中で唯一資本家・実業家として成功している（松村敏「明治前期、旧加賀藩家老横山家の金融収益と鉱山業への転換—鉱山華族横山家の研究（1）—」『商経論叢』第五三卷第一号・二号、二〇一八年）。建議案における横山家の意見は、旧家老全般の性質を述べたものであろう。
- （44）「建議案第三〇号」、「建議案第三三号」、「建議案三七号」。
- （45）「建議案第三〇号」には、一九九名の賛同者の署名がある。
- （46）明治一二年（一八七九）に米原—敦賀間の官鉄敷設が決定した。その後、長浜—敦賀間に路線を変更し、明治一七年（一八八四年）四月に柳ヶ瀬隧道が開通したことにより、敦賀は官鉄と接続した（日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第二巻、日本国有鉄道、一九七〇年、一八四〇—一九七頁）。
- （47）以下、鉄道派と開拓派の対立については、前掲注（9）奥田論文、前掲注（17）『稿本金沢市史』政治編第一（二四四—二七七頁）、『石川県史』第四編（二八一—三〇三頁）を参照。

(48) 「三七七、小倉信近報告書」(日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書』二、日本大学、一九九一年)二六八~二七五頁。

(49) 前掲注(10)松村論文。

(50) 以下、起業会・起業社の北海道開拓についての記述は前掲注(9)奥田論文による。

(51) 「上申書」(日本国有鉄道総裁室修史課編『工部省記録鉄道之部 自卷二十三至卷二十六』日本国有鉄道、一九七七年)九頁。以下、本節の記述は同史料による。

(52) 小谷正典「福井県における北陸線敷設運動の展開(一)——敦賀・長浜間の鉄道敷設と東北鉄道会社の設立」(『福井県史研究』七号、一九九〇年)、中村尚史「日本鉄道業の形成：一八六九(一八九四年)」(日本經濟評論社、一九九八年)九〇~九二頁。

(53) 四日市港は、明治三年(一八七〇)に四日市港—東京港間の汽船航路が開通、明治八年(一八七五)には三菱汽船会社が伊勢湾—東京横浜間の定期航路を開設しており、東京と近畿地方を結ぶ重要港であった(武知京三「四日市港をめぐる海運の動向」、山本弘文編『近代交通成立史の研究』所収、法政大学出版局、一九九四年)。

(54) 天保一四年(一八四三)生まれ。明治六年に石川県勸業課長となるが、明治八年に依頼退職。明治一〇年に金沢銅器会社・

金沢撫糸会社を設立し、士族授産事業を展開した。明治二六年(一八九三)から明治三〇年(一八九七)まで第二代金沢市長を務めた。明治四〇年(一九〇七)死去。

(55) 嘉永三年(一八五〇)生まれ。廢藩置県後、戸長、金沢二二区中学区取締、石川県第一区長を務めた。

(56) 前掲注(52)中村著書九一頁。

(57) 富山県立図書館所蔵。以下、この史料を引用する場合は『鉄道一件書類』と出典を表記する。この史料は「東北鉄道会社富山

取扱所」の野紙を用いており、東北鉄道会社富山取扱所で会社の通知・意見書などをまとめた簿冊である。中村氏もこの史料を使用しているが、株主募集に関する意見書の部分には分析が及んでいない。

(58) 「主唱発起人権限」(『鉄道一件書類』所収)。

(59) 「金沢事務所ヨリ越前へ内議案」(『鉄道一件書類』所収)。

(60) 「明治一四年九月神尾昭太郎、起業会解散に付き建言」(奥田晴樹「起業会存廃問題関係建議」、「市史かなざわ」一〇号、二〇〇〇四年)一〇〇~一〇二頁。なお、神尾は、東北鉄道敷設事業に反対し、起業会の存続を主張している点から、開拓派に近

い士族であつたとみられる。

- (61) 「東北鉄道会社創立発起人ノ区域ヲ広メ若干株以上ヲ出金スル者ハ何人ヲ論セス発起人ノ権利ヲ有スルノ議」(『鉄道一件書類』所収)。連名の内訳は、松平茂昭・松平慶永・土井利恒・本多副元・小笠原長育・有馬道純・間部誼道である。
- (62) 「鉄道建築工事ハ政府ニ依頼シ鉄道局ト條約ヲ結ヒ一切ノ工事ヲ該局ニ負担セシムルノ議」(『鉄道一件書類』所収)。
- (63) 「明治二十四年一月十四日付東北鉄道会社金沢委員横山隆平宛東北鉄道会社東京委員長谷川準也・中村俊次郎書簡」(『鉄道一件書類』所収)。
- (64) 「写」(『鉄道一件書類』所収)。
- (65) 「明治二十四年九月二六日付武田正規・中川祐順・岡三弥ほか四名宛大谷派本願寺執事渥美契縁書簡」(『鉄道一件書類』所収)。
- (66) 前掲注(64)「写」。社長選出案に対し、越前地域の旧藩主・東西本願寺の僧正が「賛成」となつてゐるが、前田利嗣・齊泰・利同・利鬯・利武の前田家一同は回答の表記がない。
- (67) 「東北鉄道線路之義ニ付上申書」(前掲注(51)『工部省記録』六一~六七頁)。
- (68) 「東北鉄道会社創立請願発起人除名ニ付上申」(同前八一~八二頁)。
- (69) 「雑報」(『福井新聞』明治一六年一月二二日、福井県立図書館所蔵)。「福井新聞」は明治二十四年一〇月に創刊。自由民権運動に批判的な旧福井藩士族が中心となつて発刊した改進党系の新聞である。
- (70) 「前田利嗣外六名ヨリ東北鉄道会社創設ノ義再願」(前掲注(51)『工部省記録』八四~九〇頁)。
- (71) 「東北鉄道会社創立願出ニ付ケ條書ヲ以石川福井両県令ヘ内達」(同前六七~七〇頁)。
- (72) 「石川県ヨリ東北鉄道会社創立ノ儀上申」(同前九三~九五頁)。
- (73) 「福井県史」通史編5近現代一(福井県、一九九四年)一一〇~一二五頁。ただし、越前地域の中でも、勝山・武生の旧藩士族は国会開設請願運動において杉田定一ら平民層と連携していたが、旧福井藩士族は一貫して杉田定一らの自由民権運動に対抗していた(大槻弘『越前自由民権運動の研究』法律文化社、一九八〇年、五一~五三頁)。
- (74) 前掲注(73)『福井県史』一四八頁、「石川県ノ節福井県分県之願、県府分立之儀ニ付献言、(岩井喜右衛門願書)、福井県設置の

(75) 太政官布告写し」(『松平文庫』A〇一四三一〇〇七〇一、福井県文書館所蔵)。

ただし、ここでいう地域の「一体化」とは、あくまで旧藩社会と地域が連携していることを指す。福井県は、越前・若狭を県域として置県されたが、若狭地域の住民は元の滋賀県に戻ることを要求し続けており、県内が一体化していたとは言い難い。近代日本において旧国という地理的範囲が持つた意義については、別稿を準備中である。

(76) 「北陸鉄道会社出願越中富山ヨリ敦賀迄及越中國守山ヨリ伏木ニ至ル鉄道敷設線路測量ヲ許可ス」(『公文類聚・第十三編・明治二十二年・第四十七卷・運輸七・橋道鉄道附二』類〇〇四三一一〇〇、国立公文書館所蔵)。

(大学院博士後期課程学生)

SUMMARY

The Project of Providing Former Samurai with Employment and Feudal
Domain Society in the Early Meiji Era:
A Case of Ishikawa Prefecture

Takayuki HAMADA

In recent years, it has been often discussed that the relationship with the feudal lord and his territory in modern society. But these studies tends to provide the conclusion that the feudal lord or the social network of former Samurai promotes them regional modernization. The purpose of this study is examining their influence.

As a case, this study analyzes the association which consists of former Samurai and the project of railway construction for providing them employment. This project associates with many of feudal lords in the area of Hokuriku region. In this project, a part of feudal Samurai of Kaga domain prefer to do it alone. As a reason for that their relationship with their feudal lord so firm that refuse to cooperate with other feudal domain, Heimin class.

In conclusion, the relationship with the feudal lord and his vassal not only to contribute modernization but also to disturb building of community.